

# 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。

## ◆平成28年度分軽自動車税率のお知らせ

地方税法の一部改正により、平成28年度の軽自動車税の税率が変更になります。

原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

下記の通り引き上げられます。

車種区分	税率（年税額）	
	平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円 → 2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円 → 2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円 → 2,400円
小型特殊自動車	ミニカー	2,500円 → 3,700円
	農耕作業用	1,600円 → 2,400円
	その他	4,700円 → 5,900円
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下のバイク）	2,400円 → 3,600円	
二輪の小型自動車（250cc超のバイク）	4,000円 → 6,000円	

## 四輪及び三輪の軽自動車

最初の新規検査年度（新車登録した年度）により、税率が異なります。

- (ア) 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、現行税率(①)です。(ウを除く)
- (イ) 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両は、新税率(②)が適用されます。
- (ウ) 二酸化炭素の排出を抑制し、グリーン化を進めるため、新規検査年度から13年を経過した環境負荷の大きい車両に対し、新税率の約20%の重課税率(③)が適用されます。ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及びけん引車は、重課税率の対象外となります。

車種区分	税率（年税額）		
	現行税率 平成27年3月31日以前に 新規検査を受けた車両(①)	新税率 平成27年4月1日以降に 新規検査を受けた車両(②)	重課税率 最初の新規検査年度から 13年を経過した車両(③)
三輪（660cc以下）	3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上 （660cc以下）	乗用 自家用	7,200円	10,800円
	乗用 営業用	5,500円	6,900円
	貨物 自家用	4,000円	5,000円
	貨物 営業用	3,000円	3,800円

## 新規検査年とは・・・

初めて車両番号の登録を受けた年月のことで、自動車検査証の「初度検査年月」の欄に記載されています。

この欄をご確認ください。

番号 〇〇〇〇	自動車検査証		平成27年
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別
福岡 580 あ 〇〇〇〇	平成 27年 6月 1日	平成 25年 5月	軽自動車
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量
ABC-1234567	4人	-kg	750kg
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類
〇〇〇	DEF-GHI	AAA	ガソリン

## <参考>

平成28年度以降に重課税率適用となる車両の新規検査年月

重課適用年度	新規検査年月
平成28年度	平成14年以前
平成29年度	平成16年3月以前
平成30年度	平成17年3月以前
⋮	⋮

## 三輪及び四輪の軽自動車にグリーン化特例（軽課）が適用されます

平成27年度中（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に最初の新規検査を受けた車両で、排出ガス性能及び燃費機能の優れた環境負荷の小さなものについては、軽自動車税を軽減する特例措置（グリーン化特例）が適用されます。



車種区分	税率（年税額）		
	電気自動車等 （※1）	ガソリン・ハイブリット車（※2）	
		平成32年度燃費基準+20%達成車 （貨物用は平成27年度燃費基準+35%達成車）	平成32年度燃費基準達成車 （貨物用は平成27年度燃費基準+15%達成車）
	【新税率の約75%減】	【新税率の約50%減】	【新税率の約25%減】
軽自動車			
三輪（660cc以下）（※3）	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上 （660cc以下）	乗用 自家用	2,700円	5,400円
	乗用 営業用	1,800円	3,500円
	貨物 自家用	1,300円	2,500円
	貨物 営業用	1,000円	1,900円

- ※1 電気自動車及び天然ガス自動車（平成21年排出ガス10%低減）
- ※2 ガソリン車・ハイブリット車は、いずれも平成17年度排出ガス基準75%低減達成車（★★★★低排出ガス車）に限ります。
- ※3 三輪の軽自動車については、自動車検査証の「用途」欄に記載される「乗用」または「貨物」の区分と、適用される燃費基準の達成割合に応じて税率を軽減します。

燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

## 軽自動車、バイク等の廃車手続きはお済みですか？



軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。車やバイクの廃車、譲渡、盗難等の場合や転出等で車両の定置場が変更になった場合は、手続きが必要です。届出（ナンバープレートの返却）がない場合、登録がいつまでも残ったままになり、車を所有しているとみなされ、課税されます。また、軽自動車税は年間課税であり、4月2日以降に廃車等の手続きをされても、その年度は全額課税となります。（月割りの制度はありません。）  
廃車や名義変更の手続きは、忘れずに行ってください。

手続き先（問い合わせ先）	
原動機付自転車（125cc以下のバイク） 小型特殊自動車	宇美町役場 税務課 ☎934-2242
二輪の軽自動車 （125cc超250cc以下のバイク）	全国軽自動車協会連合会 福岡県事務取扱所 住所：福岡市東区箱崎ふ頭2-2-51 ☎641-0431
二輪の小型自動車 （250cc超のバイク）	九州運輸局福岡運輸支局 住所：福岡市東区千早3-10-40 ☎050-5540-2078
四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 住所：福岡市東区箱崎ふ頭2-2-49 ☎050-3816-1750

問い合わせ

税務課 町民税係 ☎934-2242